

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期山梨市総合戦略推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

山梨市

3 地域再生計画の区域

山梨市の全域

4 地域再生計画の目標

【地域の特徴】

本市は、山梨県の北東部、甲府盆地の東部に位置し、JR 中央線、中央自動車道、国道 20 号などを通じて都心から約 100km 圏にあり、また、国道 140 号などを通じ埼玉県及び長野県へ展開する北の玄関口である。

市の面積の 8 割を森林が占め、北部に連なる秩父山系などの山々は秩父多摩甲斐国立公園に指定されており、首都近郊にありながら多種多様性に富む貴重な生態系を有することから 2019 年にユネスコエコパークに登録されている。南部は、笛吹川とその支流がもたらす扇状地を利用した桃・葡萄の果樹地帯が広がり、美しい景観をおりなし、2017 年には日本農業遺産に認定された全国有数の果樹生産地域として市の基幹産業となっている。

【地域の現状と課題】

本市では、終戦後に人口が急増し、1947 年に 47,909 人でピークを迎え、戦後の復興時は徐々に減少していき、1970 年代の高度経済成長期後期から人口が微増するものの、2000 年の 39,797 人から再度減少が続き、2019 年時点で 33,420 人となっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、このまま何も対策をとらなければ、2040 年の人口は約 25,000 人まで減少すると見込まれる。

また、年齢 3 区分別における今後の人口推移については、生産年齢人口（15～64 歳）の割合が 2040 年に総人口の約 48%（12,076 人）となる見込みで減少が著しく、

老年人口（65 歳以上）の割合は総人口の約 43%（10,773 人）まで上昇し、年少人口（0～14 歳）の割合は約 10%（2,430 人）まで下向し、少子高齢化の更なる進行が見込まれる。

このような人口減少の要因として、2000 年以降から転出が転入を上回る社会減が続いており、RESAS(地域経済分析システム)による年齢階級別純移動数（転入・転出超過数）の 2018 年では、生産年齢人口（15～64 歳）が 235 人の減、老年人口（65 歳以上）が 10 人の減、年少人口（0～14 歳）が 30 人の増と生産年齢人口の転出が多くを占め、2010 年から 2015 年の年齢階級別純移動数の時系列分析では「15～19 歳」→「20～24 歳」の転出数が 458 人と突出しており、進学や就職を契機とした主に東京圏への転出によるものと推測される。また、死亡数が出生数を上回る自然減が 1998 年から続いており、2018 年の住民基本台帳によると、死亡数が 467 人、出生数が 191 人で出生数が少なく 276 人の自然減となっていることも大きな要因である。

このまま人口減少が続くと、地域経済・地域活動の担い手不足を生じさせ地域の活力低下が懸念されるとともに、人口構造の変化により、年金、医療、介護等の社会保障負担の増大から市の財政悪化を招き、行政サービス水準が低下し、市民の生活に大きな影響が出ることが想定される。

【目標】

第 1 期総合戦略においては、一部の取組みでは成果が見られるものの、人口減少・少子高齢化は現在も進行しているため、第 2 期総合戦略の対象期間において、第 1 期総合戦略における成果については継続的な取組みを実施し、課題となる点については改善及び新たな視点を取り込んだうえで、以下の 4 つの基本目標のもと、現在の人口減少・少子高齢化に歯止めをかけ、地域の活性を実現するために具体的な施策を推進していく。

- ・基本目標 1 山梨市のしごとを活性化し、安心して働けるようにする
- ・基本目標 2 東京圏との関係を築き、山梨市への新しいひとの流れをつくる
- ・基本目標 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえ、誰もが活躍できる地域社会をつくる
- ・基本目標 4 時代に合った地域をつくり安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

【数値目標】

5－2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2025年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	市内企業における新卒者 採用割合（令和2年度基 準）	—%	+10%	基本目標1
	担い手への農地集積率	21.7%	23.5%	
イ	純転入者数	-180人	+50人	基本目標2
ウ	出生数	191人	200人	基本目標3
	高齢者関係施策満足度	61.5%	70%	
エ	住民意向調査まちづくり 満足度	67.7%	77.7%	基本目標4

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

5－2のとおり。

5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

第2期山梨市総合戦略推進事業

ア 山梨市のしごとを活性化し、安心して働けるようにする事業

イ 東京圏との関係を築き、山梨市への新しいひとの流れをつくる事業

ウ 結婚・出産・子育ての希望をかなえ、誰もが活躍できる地域社会を
つくる事業

エ 時代に合った地域をつくり安心な暮らしを守るとともに、地域と地
域を連携する事業

② 事業の内容

ア 山梨市のしごとを活性化し、安心して働けるようにする事業

- 市の基幹産業である農業における安定した収入の確保を実現し、安心して農業関係者が事業に取り組める環境を創出する。
- 地域の強みを活かし、市内企業を中心とした生産性革命や UIJ ターン就職を図る。
- 多くの雇用創出が期待される企業・店舗等の誘致を行い、併せて、創業支援と事業継承対策を推進する。
- 観光先進地の実現に向け、地域資源を活かした持続可能な魅力ある観光地域づくりを推進する。
- 若者や女性にとって魅力的な地方のしごとづくりを行う。

【具体的な取組】

- ・ 中間管理機構による農業生産法人への農地あっせん事業
- ・ アグリイノベーション Lab 構想事業
- ・ 特定鳥獣適正管理事業
- ・ クラインガルテン整備事業 等

イ 東京圏との関係を築き、山梨市への新しいひとの流れをつくる事業

- 移住希望者の視点に立ち、雇用や住まい等の移住の受け皿に関する総合的な整備を行い本市への移住を促進する。
- 首都圏に隣接し、東京都心から 1 時間半というアクセスの利点を活かし、移住につながる関係人口の創出を図る。
- 今後の県内におけるリニア中央新幹線新駅の立地による広域的な人流に合わせた環境の整備を進める。
- 若年層が、首都圏に所在する大学等への進学に際しても市内に居住し続け、また、卒業後も市内企業等への就職が実現するよう取り組む。

【具体的な取組】

- ・ 田舎暮らしお試し体験事業
- ・ 関係人口創出事業
- ・ 地域プロデューサー育成事業 等

ウ 結婚・出産・子育ての希望をかなえ、誰もが活躍できる地域社会をつくる事業

- 国や県の少子化対策を活用しながら、本市の実状を踏まえた結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえるため新子ども子育て支援事業計画に沿った山梨市版少子化対策に取り組む。
- 誰もが居場所と役割のあるコミュニティづくりや、コミュニティ運営を安定的に支える事業基盤の確立を推進する。
- 地域包括ケアシステムの推進と一人一人の多様な社会参加地域社会の持続の両方を実現する「地域共生社会」に取り組む。

【具体的な取組】

- ・ 子育て世代包括支援センター事業
 - ・ ファミリーサポートセンター事業
 - ・ 地域包括ケアシステム事業
- 等

エ 時代に合った地域をつくり安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する事業

- 持続可能で包括的な経済社会を実現するため、地方創生 SDGs の実現に向けた取り組みを進める。
- デジタル化を原動力とした「Society5.0」の実現により、人口減少・少子高齢化が進行する中にある諸課題の克服を図る。
- 「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を支えるまちなかづくりを推進する。
- 都市のコンパクト化と公共交通ネットワークを構築し、良好な住環境を実現するコンパクト・プラス・ネットワークを推進する。
- 人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を確保し活力ある社会経済を維持するため地域連携の形成に向けた取り組みを推進する。
- 人口減少・高齢化が著しい地域においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」の維持が重要であり、地域住民が主体となった「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成を推進し利便性の高い地域づくりを図る。
- 本市には豊富なスポーツ資源が存在しており、これらの活用をとおしてまちづくりや健康づくりを推進する。

【具体的な取組】

- ・ オンライン診療整備事業
 - ・ 小さな拠点整備事業
 - ・ 巨峰の丘マラソン事業
- 等

※1 なお、詳細は第2期山梨市総合戦略のとおり。

- ③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））
4の【数値目標】に同じ。

- ④ 寄附の金額の目安

1,060,000 千円（2020 年度～2025 年度累計）

- ⑤ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

毎年度末時点でのK P I の達成状況等を取りまとめ、毎年度6月頃に外部有識者等の参画（山梨市地方創生推進審議会）を得ながら検証し、必要に応じて翌年度以降の取組方針及び事業執行等に反映させる。また、検証後速やかに本市公式ホームページ等において検証結果を公表する。

- ⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2026 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2026 年 3 月 31 日まで